

## 高齢になって初めて犯罪に手を染めた 女性犯罪者に関する研究（総説）

堀 田 利 恵  
湯 原 悦 子

### 要旨

超高齢社会を迎え、高齢者による犯罪が増加している。高齢者による犯罪の増加は日本特有の現象であり、今後ますます高齢化が進むと予想されるなか、その実態や要因を把握し、対策を考えることは極めて重要である。高齢犯罪者の約3分の2は高齢者になってから初めて罪を犯した層（初発群）であり、犯罪の背景には、経済的要因や福祉的要因などに加え、さまざまな要因が複雑に絡んだ上での社会的孤立があることが指摘されている。

女性の高齢犯罪者（初発群）について、最も多い窃盗では、生活基盤はあり、生活費自体に困っていたわけではなく、高齢になって万引を繰り返すようになった者が少なくない。周囲からの働きかけや支えがほとんどないことからくる孤独感・孤立感といった心理的要因が犯行に影響している可能性がある。更生に向けては、女性の特性である「関係性」を大切にする面を引き出し、男性とは異なる目標での処遇を行っていく必要がある。

キーワード：高齢、女性、初発、高齢犯罪、高齢受刑

### はじめに

日本における65歳以上の人口は過去20年間（平成元年～20年）で約2倍になった。一方、一般刑法犯検挙人員に占める65歳以上の割合は約3.7倍であり、高齢者による犯罪は人口増をはるかに上回る形で増加している。この現象は先に高齢化が進んだ西欧諸国では見られず、日本だけに見られる特徴である（1（2）参照）。今後ますます高齢化が進むことが予想される日本において、高齢犯罪の増加やその背景要因を分析し対策を考えることは、日本の社会全体の安寧と

高齢者やその家族の生活の安定のために極めて重要と思われる。

高齢者の犯罪に関しては、その増加の要因として、様々な要因が複雑に絡んだ上での社会的孤立があることが指摘されている（太田 2009：155）。また、増加する高齢者犯罪の特徴としては、高齢者になってから初めて犯罪に手を染めた人たち（以下、「初発群」とする）が一定数みられることが浮かび上がってきた（太田 2009：131）（法務省 2008）。この「初発群」に関しては、男性よりも女性のほうがより顕著に増加しているが、その背景要因についてはまだ明らかにされていない（法務省 2008）。ちなみに高齢者の犯罪に関する研究は、男性を対象としたものが中心であり、女性を対象とした研究はほとんど行われていない。また「高齢」「初発」「女性」の三つをキーワードとした場合、三つ全てを網羅した研究はなされておらず、それぞれのキーワードごとに研究が行われているのが実態である。

そこで本研究では、はじめに高齢者の犯罪、「初発群」、女性による犯罪の3点から先行研究を概観し、得られた知見の整理を行う。そのうえで、高齢になって初めて犯罪に手を染めた女性犯罪者について、どのような研究課題があるのかを考察する。

## 1. 高齢者の犯罪に関する研究

### (1) 日本における現状

平成 21 年 10 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者の人口は過去最高の 2,901 万人（前年 2,822 万人）となり、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は 22.7%（前年 21.1%）にまで上昇した。いわゆる「団塊の世代」（昭和 22～24 年に生まれた者）の年齢層全員が高齢者となる平成 27 年には、高齢者は 3,000 万人を超え、その後も増加を続け、わが国は世界のどの国も経験したことのない超高齢社会になると予想されている（内閣府 2010）。

一方、平成 21 年版の犯罪白書によれば、最近 20 年間における 65 歳以上高齢者の一般刑法犯の罪名別検挙人員の推移を見ると、平成 20 年の検挙人員と元年の比較では、殺人で約 4 倍、強盗で約 13 倍、暴行で約 42 倍、傷害で約 8 倍、窃盗で約 6 倍、遺失物等横領で約 14 倍にもなっている。これらの数値からは、高齢者の場合、特定の罪種ではなく幅広い罪種で増加が見られることが読み取れる。

同上白書によれば、一般刑法犯の検挙人員（犯行時の年齢）の年齢層別の人口比の伸び率を見ると、20 年の人口比は元年との比較で、20～29 歳が約 1.3 倍、30～49 歳が約 1.3 倍、50～64 歳が約 2.0 倍に上昇しているにすぎないのに対し、65 歳以上高齢者では約 3.7 倍にまで上昇しており、特に高齢犯罪者の人口比の上昇は著しい。

このように、日本では、高齢者人口の増加率よりも高い比率で、高齢者が犯罪を行っている。これは高齢化が先に進んだ先進国（西欧）では見られない日本のみの現象である（法務省法務総合研究所：2008）。日本において高齢者による犯罪の検挙人員が増え、かつ、人口比率で著しい伸びを示している背景にはいったい何があるのだろうか。次に、高齢者による犯罪について国際

比較を行った研究を検討し、この点について考えてみたい。

## (2) 高齢者による犯罪の国際比較

高齢者による犯罪をテーマとして国際比較を行った研究はそれほど多くはみられない。参考となる調査としては、平成3年版犯罪白書「高齢化社会と犯罪」の特集の一部として1993年時点で行われた国際比較が挙げられる。

ここでは共通に比較しうる統計資料を入手できたフランス、スウェーデン、ドイツ、英国と日本との比較がなされており、次の3点の顕著な相違があることが指摘されている。日本の在在所者数（受刑者数）は25年間で大きい増減を示していないが、20歳代及び30歳代が大幅に減少する一方、40歳以上が増加し続け、とりわけ60歳以上が1966年の1.3%から1990年の5.0%に著しく増加している。この5.0%という構成比の数値を、国民全体の人口の高齢化が我が国より高度に進んでいる英国、ドイツ、フランス、スウェーデンの資料と比較してみると、これら諸国における60歳以上の在在所者が全体に占める割合はかなり低く（およそ1%程度）、かつ増減なくほぼ一定で推移しており、アメリカの州刑務所においても高齢在在所者の構成比は日本よりはるかに低いと推定された。これら諸国の60歳以上在在所受刑数の推移は最近の10年ほどほぼ一定であるのに、日本だけが顕著な増加を示している（鈴木、倉田、川崎ほか：1993）。

最近では、平成20年版犯罪白書において、60歳以上の検挙人数・有罪人数・受刑者数構成比はそれぞれ24.9%、9.3%、12.3%となっており、日本の受刑者数（12.3%）は諸外国（フランス4.0%・ドイツ3.0%・イタリア3.9%、英国3.2%・米国は55歳以上の統計で5.4%）と比べて最も高い数値を示している。

これらの調査から、高齢者による犯罪の構成比率は、調査国のなかでは日本が突出して高い事実が明らかになった。しかし、これら調査は量的な数値の比較に止まっており、なぜ日本において高齢者による犯罪の検挙人員が増えているのか、かつ、人口比率で著しい伸びを示しているかなどを明らかにする質的な分析はなされておらず、背景要因についてはいまだ解明されていない。

## (3) 高齢者による犯罪の背景要因

高齢の犯罪者に関する調査のなかで特筆すべきものとしては、法務総合研究所の高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の大規模な実態調査（近藤：2007）と警察庁の協力を得て行われた被疑者段階での高齢犯罪者の実態と対策に関する調査（太田：2009）の二つが挙げられる。

法務総合研究所の調査では、高齢犯罪者の増加には経済的困窮のみでなく、一人暮らしの高齢者の増加、高齢者の社会的、経済的基盤の不安定化等、複合的な要因があることが示された。被疑者段階での高齢犯罪者の調査からは、高齢犯罪者の半数強が高齢になって初めて犯罪に手を染めた者であり、高齢になってから突然罪を犯す者が多いことが示された。また犯罪の特質として、窃盗や遺失物横領の場合、経済的困窮よりむしろ利欲目的の者が多いことや、強盗や詐欺を含め、高齢犯罪者は概して一人暮らしや子との接触が少なく家族から孤立していること（家族からの孤

立)が明らかになった。また、高齢犯罪者が地域の人々とも疎遠になり(地域社会からの孤立)、福祉行政からも孤立していた(行政からの孤立)。これらの結果について、太田(2009:155)は「高齢者犯罪の要因を巡っては一般に経済的要因や福祉的要因が取り沙汰され、ともすれば格差社会を問題にしたり、福祉政策を批判したりすることが行われがちである。しかし、経済的な問題を抱える高齢者は何も高齢犯罪者に限らないし、福祉の恩恵が全ての高齢者に行き届いているとは言えない状況であるのに、そうした高齢者のなかで罪を犯す者はごく一部の者であるから、経済的要因や福祉的要因だけを殊更強調するのは適当でない。むしろ、そうした要件を抱える高齢者のなかで犯罪行為に出る者とそうでない者との境界が重要なのである。」と指摘した。そして、経済的要因や福祉的要因に加え、高齢者の『社会的孤立』が相俟って犯罪を促進しているのではないかという仮説(Social Isolation Theory)を示し、経済政策や福祉政策の充実を訴えるだけで、実は何等の施策も提唱していることにはならないような対策ではなく、高齢者の社会的孤立を解消することによる高齢者犯罪の予防を打ち出した。

この「社会的孤立」については、浜井(2009:397)も「ライフコースという観点からみれば、少子高齢化は、犯罪を起こしやすい若年層が減少するため、社会全体の犯罪を抑制する方向に働く。統計を詳細に分析してみると一般的な犯罪は減少傾向にある。しかし、高齢者に目を向けると異なる現象がみられる。罪種としては万引や自転車盗といった軽微な犯罪が中心であるが、蓄えがなく、引受人もいないため実刑となりやすく、刑務所で人生を終える者も少なくない。高齢者による犯罪の背景には社会的孤立や貧困が存在する」と述べ、社会的孤立と貧困を、考慮すべき高齢者犯罪の重要な要因として言及している。

#### (4) 高齢な受刑者の抱える問題

高齢な受刑者を処遇するに当たって考慮すべき点については既に、施設面でのバリアフリー化や養護の処遇の体系化、医療の充実、高齢者本人の自立を促す処遇の確立、若い収容者に対する老いについての啓蒙、保護観察機関、医療機関のほか、老人介護施設との協力体制の必要性、職員に介護士等の資格を取得させることなどの介護の専門家の配置等が指摘されている(廣橋、田島、松村:2001)。

高齢な受刑者のなかでも満期釈放者の問題に対しては、寺戸(2009:57)が「高齢受刑者の増加は著しく、保護観察に係る高齢対象者も増加しているが、高齢受刑者のうち仮釈放にならずに満期で出所する者の増加も大きな問題である。仮釈放率(出所受刑者全体のうち仮釈放者の占める比率)は、50.6%(2007年)であったが、高齢受刑者に限ると、その比率は30.5%であり、高齢受刑者では、満期釈放者の比率が高いことがわかる。その理由としては、高齢受刑者の場合、受刑中に仮釈放の前提となる適当な帰住先が得られないために仮釈放が許されず、満期出所になることが少なくないことが推察される。」と述べ、高齢犯罪者には更生緊急保護制度の支援のほか、個々の生活実態を踏まえてニーズを的確に把握し、計画的継続的に支援を実施する体制の構築が迫られていると指摘した。具体的には関係機関との連携、社会福祉士の配置、地域定着支

援センターの設置を提唱している。

そのほか、高齢の仮釈放者も様々な問題を有している。近藤（2007：107）は、仮釈放後の更生環境について、入所前・入所後とも配偶者と同居している者の割合は最も高いが、出所後はこれら配偶者との同居率が低くなり、更生保護施設や他の親族との同居率が高くなり、受刑を契機として家族関係の不安定な変動が生じることを示している。高齢の仮釈放者の金銭的困窮については、一般高齢者を対象とした経済的な暮らし向きに関する調査結果とほぼ似通った結果となっているが、仕事に就いていると回答した者の割合が少なく、病気なので仕事ができない者や就労を望んでいながらまだ見つからないと答えた者もかなりおり、生活費の入手先として公的年金を挙げた者が一般高齢者に比較して顕著に低いこと等が明らかになった（法務総合研究所：2007）。

これらのことから、高齢の受刑者について、帰住予定地の環境や家族関係の調整や、経済的に困窮しており、職に就くことを望んでいる者に対する支援も考えていかなばならないことが明らかになった。

高齢受刑者における、家庭環境、家族関係や人との関係性について検討するうえで、ひとつの示唆となる研究がある。教育による改善効果である。これに関する施設内処遇について、高齢者に特化した興味深い研究結果をみてみたい。

#### （5） 高齢な受刑者の施設内処遇

福井刑務所では平成11年4月から60歳以上の者を対象として、高齢な受刑者に特化したプログラムが行われている。この高齢受刑者処遇プログラムは「再犯防止プログラム」と「生きがいづくりプログラム」の二つから構成されており、共に12単元・時間120分・毎月1回実施・一年間で1サイクルとなっている。「再犯防止プログラム」は健康・体力維持に関すること 自己の問題に関すること 将来の生活設計に関すること 被害者の感情を理解すること 人間関係に関すること、の5項目から成る。「生きがいづくりプログラム」は、高齢受刑者の円滑な社会復帰のため活動的なライフスタイルを構築して『今後どう生きるべきか』を考えさせること 高齢受刑者の生活の質（QOL）を向上させ、心身の健康の維持精神的疾患（認知症等）を予防することを目的としている。

これらのプログラムを通じ、高齢者においては健康な身体で社会復帰できることが出所後の更生のための最低の条件となること、アディクション関連問題（アルコール・ギャンブル・薬物）に関する指導が不可欠であること、比較的早い時期からの就労支援が必要であり、福祉的支援が必要である者への支援体制の整備が課題であること、さらに怒りや感情のコントロール、金銭管理の指導等が必要となることが明らかになった。

プログラムの効果について、処遇専門官である田中は次のように述べている。

「施設内の教育指導を通して、コミュニケーションがとれなかった受講者が、音楽活動を通して、講師と積極的に話す場面が見受けられ、その後、音楽の話を通じて他の受講者と話

せるようになった。また、対人関係が良好となって以降の再犯防止プログラムの自己評価表の記載内容が増えていることも認められたこと。カウンセリングでは、心を開いて話をしてくれ、その中で職員との間で温かいコミュニケーションがとれた話や、疎遠だった子供に手紙を書こうと思っているとの前向きな話を聞くこともできた。この例のように、高齢者であるものの、変わることができる可能性はあり、高齢受刑者指導の取り組みが徒労にならないことを示している」(田中 2007 : 116)。

#### (6) 高齢犯罪者の社会内処遇

高齢犯罪者の社会内処遇については、高齢者の場合、加齢とともに自立能力がさらに低下するため、少年非行のように見守り型の対策では十分ではなく、積極的な支援的介入が必要となるということや、更生の条件である社会にとって役に立つ存在である自己イメージを涵養することの重要性が示されている(浜井 2009 : 441)。

ここでは、社会内処遇の主な担い手である保護観察官の視点から、この制度が有する課題について検討してみたい。例えば引き取り手のない受刑者は、出所時、更生保護施設に入所する。更生保護施設に入所した高齢対象者の場合、早期に自立退所することは困難なため、施設は退所の見通しのない者を抱え込んでしまうこととなり、その結果、在所期間が長期化してしまう。また、彼らが老人福祉施設に入所、あるいは病院に入院したとしても、更生保護施設としては、彼らに対する医療扶助や生活扶助が解かれぬ限り、アフターケアは継続、つまり、彼らが病院あるいは施設などで問題を起こせば、その後始末をせざるを得なくなる。このように高齢犯罪者については、刑期終了(若しくは委託期間終了)の後においても、更生保護施設の関わりが必要であり、支援せざるを得ないという支援の継続性の問題がある。

加えて、高齢犯罪者には特有の自立困難性が見出される。鈴木(2006 : 73)は、対象者の中には、本来的には社会的に自立するために手段としての医療や福祉であるはずのところ、医療扶助を受けること、老人ホームに入所すること等を目的に更生保護施設で生活する者がいないか、また、入院又は入所できたという事実が本人を安堵させてしまい、結果的に社会の中で生き抜こうという自立心を損なってしまっていないか、という疑問が拭えないこと、増加する高齢犯罪者が地域社会の中で再犯せず、人間らしい豊かな心を持って生きていく場を提供しつつ、「生きる力」を培うという働きがけの重要性はさらに増してくることから、では「生きる力」とは何だろうかと問い、それは結局のところ自分が社会の中で有益な存在であり得たと実感すること、そこから生まれるのではないだろうか、と述べている。この点について、浜井(2009 : 411)は「社会にとって役に立つ存在であるという自己イメージを、どのようにして高齢犯罪者にもたせることができるのか」と疑問を投げかけている。

このように、高齢犯罪者には特有の自立困難性や自立心の涵養、支援の継続性と積極的介入などの処遇上の課題が存在する。これらは今後、司法と福祉の連携のなかで解決がなされるべき重要な事項であるが、対策を検討するうえで一つ注意しなければならないことがある。社会内処遇、

つまり保護観察の対象者は、犯罪をするおそれのある者又は犯罪をした者であることを理由として、裁判所の命令又は法律の規定に基づき、強制的に保護観察を受けるべき地位におかれている、という点である。彼らは社会福祉サービスを受ける場合と異なり、自分の意思に基づいて、自分達が抱える問題を解決するために保護観察という方法（手段）を選択したわけではない。保護観察の対象者には、保護観察の開始、変更、終了を選択する権利がない。その点で、保護観察は、基本的に福祉政策とは異なる。援助的・福祉的な性格を持つ「補導援護」とともに権力的・監督的な「指導監督」の側面を有していることに注意が払われねばならない。

#### （7）高齢者による犯罪の予防

太田（2009：160）は高齢者犯罪の予防を論じるうえで、微罪処分と起訴猶予を取り上げ、高齢犯罪者に対する刑事手続における社会内での教育的措置の可能性を挙げ、少年対話会などの修復的カンファレンスを参考にした「高齢者サポートセンター」の設置を提起している。さらに刑事政策上の観点から、一つの例として、近隣社会や行政サービスから孤立した高齢者の生活状況の把握や情報提供を団体がアウトリーチングの形で積極的に行っていく体制づくりが考えられると述べている（太田 2009）。

一方で、浜井（2009：410）は、高齢者が刑務所で人生を終えることのないようにするためには福祉と刑事司法の連携が不可欠であるとし、地域定着支援センターに期待しつつも、「いくら制度をつくっても地域社会が元受刑者を受け入れる寛容さをもたなければ、支援が終わったあとの彼らの居場所は刑務所しかなく、身寄りの無い受刑者にとって、社会は刑務所よりも居心地の悪い場所になっている」と指摘する。高齢犯罪者の対策には、福祉的な支援のための制度を構築するだけでなく、社会そのものがもう少し寛容になる必要がある、と述べる。

高齢犯罪について、犯罪社会学的見地からは、社会的排除からソーシャル・インクルージョンをめざすべきという論もみられる。石塚（2009：129）は、社会的排除という概念は、犯罪原因の個人化を避け、これを社会的位相で捉えていくためのキータームになり得る、と説明する。当該個人と被害者、家族、地域社会、地方政府、刑事司法機関などとの関係が明らかにされ、早期の介入の可能性が指摘されるなどの調査研究があつてはじめて再犯防止の施策を講じる可能性が生まれるのであり、社会的排除の駆動要因（agency）を社会的なものに求めるのでなければ、被排除者の社会的包摂（social inclusion）が社会化され、具体的な政策となることはありえない、と述べている。

日本において、高齢犯罪者に寛容な社会、社会的包摂とはいかなるものか、この点においても検討すべき課題は多く、司法と福祉の両方を視野においた取り組みが必要と思われる。

## 2. 高齢になって初めて犯罪に手を染めた「初発群」に関する研究

これまで高齢犯罪者全般について、実態調査及び先行研究を中心に概観を示してきたが、次に、

今後増加が予想されるであろう高齢になって初めて犯罪に手を染めた「初発群」について検討していきたい。

#### (1) 高齢な「初発群」の動向

犯罪白書が示す高齢者犯罪の最近の特徴は、「初発群」が増えていることである。先述した太田の警察調査によると、高齢刑法犯のうち、前歴者は34.1%で、残りが非前歴者となっている。高齢刑法犯には、若年のころから犯罪を繰り返して高齢になった者、あるいは受刑歴を持ち、改善更生がかなり困難になっている者などの層と、高齢になって初めて犯罪に手を染めた層との二つがあるが、高齢犯罪者の約3分の2は高齢になってから初めて罪を犯した層である（太田2009）。

彼らの罪名を詳しく見てみると、興味深いのは、同じ財産犯でも、強盗や詐欺は経済的困窮を動機とする者の割合が高い「経済的困窮型」であるのに対し、窃盗や遺失物横領、盗品等の罪は利欲目的が大半を占める「利欲型」であることである。さらに、強盗や詐欺、恐喝は、成人後期（40代・50代）や準高齢者（60歳～64歳）や高齢者（65歳以上）で経済的困窮の割合が高いが、窃盗や盗品等の罪では、経済的困窮を動機とする者の割合は、むしろ高齢になると少なくなる傾向がある。

今後、「初発群」の傾向を分析するうえで、窃盗に経済的困窮を動機とする者がいることには留意すべきであるし、殺人についても同様であるが、太田が「こうした調査結果はともすれば高齢者犯罪の主たる原因を貧困や格差社会にばかり求めようとする従来の見解に再考を求めるものと言えよう」と指摘している点を再度、思い起こす必要がある。また、山上（2003）は老年精神医学の見地から、「近年、高齢者による窃盗や強盗が増加を示しているが、高齢者の生活環境が悪化していることと、一般に、暦年齢に比して心身の老化の進行が遅くなったことが、その背景にあると思われる」としていることにも留意が必要であろう。

#### (2) 高齢な「初発群」の特性

野田（1993：55）は、平成3年版犯罪白書を基に分析を行い、高齢者の生活不安感の高さに言及し、「日本の場合は人口高齢化が急激であるだけに、社会経済的制度の再編や生活関係・生活意識の面における対応が遅れをとり、そのひずみが犯罪への圧力を強めることは十分に考えられることである。高齢犯罪行為者の犯罪動機や犯罪原因を行為着手の直接的・具体的レベルにおいてのみ捉えるのではなく、高齢犯罪行為者の生活歴もしくは生活史調査を通じて、その中に現われる犯罪化要因の形成過程を高齢化社会の観点から再解釈する試みがなされてよい。」と述べている。そして、「初発群」、なかでも初入受刑者については次のように考察している。

「初入受刑者についてみると、アルコール依存、ギャンブル癖、覚せい剤依存等の観点からみて基本的な生活習慣に問題のある者は少なく、家族関係は相対的に安定的に維持されて

いる場合が多い。職業歴も年金受給の可能性が見込めるほどには、また年金や自己資産をベースにした『自立型』の老後生活設計が思い描けるほどには安定的に推移してきたことが窺われる場合が多い。

総じて初入者の場合には、社会的関係性が相対的に高い密度で維持されているといえよう。これに対して再入受刑者の場合は、基本的な生活習慣に問題のある者が多く、家族生活や職業生活の側面における社会的統合性が失われ、老後の生活費に関して『生活保護に頼る』『あてがない』『わからない』が多いことに現われるような老後の生活設計の見通しがもてない『その日暮らし』的な傾向が強く窺われる。総じて再入者の場合には、社会的関係性が稀薄であるか、社会的に孤立している傾向が顕著に認められる。（野田 1993：47-48）

野田は今後の分析に向け、まず基本的な方法的枠組や分析視点の整理が必要であると述べつつも、刑事司法機関による犯罪者処遇の基本方針それ自体が、日本の特異なパターンをもたらしただといえるのではないかと指摘した。この点に関し、後に太田（2009：151）が高齢者の窃盗（万引）において、実務レベルで多くを占める「微罪処分」（高齢者への穏便な措置）が再犯抑止につながらなかったと述べている。この結果からは、穏便な処分がかえって犯罪抑制を妨げており、再犯防止に役だっていないことが推測される。

これら刑事司法機関による犯罪者処遇の方針が高齢者の犯罪抑止にどのように働いているかについては、今後さらなる検討が必要であろう。

### 3. 女性による犯罪の研究

#### (1) 現状と特性

警察政策研究センターの統計（2009）によると、男性被疑者が検挙人員、犯罪者率がともに減少する中で、女性被疑者は今や検挙人員の5人に1人（21.8%）となっている。平成元年と平成19年の比較では、少年の被疑者は3分の2に減少してきているが、成人の被疑者はすべての年齢層で増加しており、特に65歳以上の被疑者は6.0倍に増加している。罪種別では、殺人が緩やかな増加傾向を示し、暴行は3.4倍に増加、強盗が2.2倍、占有離脱物横領が2.9倍に増加しており、女性においても凶悪犯罪の増加がみられる。このように女性による犯罪の数が増えているが、女性高齢者の犯罪そのものに焦点を当てた研究は極めて少ない<sup>(1)</sup>。

女性による犯罪の増加について、前田（2004）は、欧米の女性犯罪研究者の間では「女性が社会に進出するにつれ、犯罪の機会が増大し、女性犯罪が増加する」という仮説がしばしば論議されているが、この仮説が、ただちに日本の女性犯罪の現状にあてはまるとは思えない、と述べている。その理由として、「女性の万引」の大多数が無職の家庭婦人によるものであることを示した（平成13年の数値では窃盗50,612人中、主婦は10,156人）。そのうえで「『女性の社会進出につれ犯罪の機会が増加し、女性犯罪が増加する』という仮説については、慎重な検証を必要と

するが、肯定するデータが多いように思われる。「万引」の大多数が無職家庭婦人であったという事実をもともとの仮説を否定するのに、余り有力なものとはいえない。」とも述べている。

ここで考えたいのは、前田氏の論理に矛盾はないかという点である。万引事犯者に無職家庭婦人が多いのであるならば、社会進出とは別の要因があると考えるのが正論ではないだろうか。具体的には社会不安や孤独、相談相手がいないなどが犯罪に結びついたと考えられないだろうか。たとえば犯罪白書（2008：288）では窃盗事犯者を例に、男女の比較を行っている。その結果、男性は高齢・非高齢ともに所持金がほとんどなく、収入源もない者の比率が高く、単身で、ホームレスや住居不定の比率が高かった。高齢窃盗事犯者の場合、さらに一層その傾向が大きく、経済的にひっ迫している。高齢窃盗事犯者でも女性の場合には、一定の収入や所持金がありながら犯行に至っているものが目立ち、高齢窃盗事犯者ではない女性と比べ単身者の比率が高かった。

一方、別の視点も存在する。藤岡（2003）は、男性は仕事や業績といったパワーを追及し、女性は愛に代表される関係性の希求を優先するという一般的傾向から女性犯罪の特質を論じている。具体的には、男性に比して女性犯罪が少ない理由として『関係性』を挙げる。例えば「一般に『関係性』は、非行・犯罪を抑止する力を有すると考えられている。人に好かれようとすれば、人の嫌がること（非行・犯罪）はしないというのが自然な行動の選択であるように思える。」と藤岡（2003：17）は述べている。このように、犯罪の原因比較において、女性が人間の良好な『関係性を重視』する、という視点は今後の再犯防止等の研究においても重要であると思われる。反面、女性による犯罪のなかには家庭内の関係性の喪失により、殺人、暴行といったパワーを持った凶悪な犯罪性が加速される事例もみられる。関係性の喪失がどのように犯罪に影響したのかについて、さらなる検討が必要である。

## （2）犯罪の動機

犯罪の動機においても、男女間で違いが見られる。ここでは「初発群」の多い窃盗での傾向を見てみよう。平成20年版犯罪白書において、男性の高齢窃盗事犯者の場合、概して所持金が少なく、ホームレスか住居の定まらない生活を送っている者が目立ち、生活費に困窮して小額の食料品等の万引に至る者が多かった。また、前科や受刑歴を有する者が多く、職業的窃盗事犯者も一定数含まれており、更生できずに、経済的にひっ迫して犯行に至る場合も少なくなかった。それらの中には、生活費というよりは、酒代や薬物代（覚せい剤などの購入に当てるもの）、ギャンブルといった遊興費獲得目的に犯行に至る者もいた。

一方、女性の高齢犯罪者の場合は、生活基盤はあり、生活費自体に困っていたわけではない者が多く、小額の食品等の万引がほとんどで、高齢になって万引を繰り返すようになった者も少なくなかった。切羽詰った状況ではないものの、経済的不安を感じることから金銭を節約しようとして、食料品等の物を盗む傾向が認められた。また、犯行に至った背景要因として、疎外感や被差別感を有している者が少なからず存在し、これらについては、周囲からの働きかけや支えがほとんどないことからくる孤独感・孤立感といった心理的要因が影響している可能性があることが

示された。

### （3）女性受刑者の処遇

施設内処遇の専門家として、上出（2009）は、女性受刑者の社会復帰は生活基盤の安定が重要と捉え、就労支援と福祉的な支援について言及している。

福祉的な支援については、柏原（2003：63）は、女性高齢受刑者については、再犯防止には刑の執行自体よりも出所後の生活が問題となるため、早期の福祉との連携を考えなければならない、と指摘している。

女性受刑者の施設に特有な課題としては、開放的処遇であることからのストレスの増大と「悪風感染」という独特の情報伝達の問題が存在する（前掲、柏原 2003：63）。女性収容施設が限られていることから、きちんと分類される男性と異なり、初犯も累犯も同じ部屋で雑居生活することになる。その結果、元々は犯罪傾向の低かった者が累犯者から悪影響を受け規律違反行為をしたり不良交友が発生してしまうという傾向がみられる。また、摂食障害など特有の障害を持つ女性対象者に対しては、男性と明らかに異なる対策を要する（青野 2007）。

その他、出所後の処遇も男性とは異なる視点が必要である。横地（2007：30）は保護観察処遇において、「かたや男性対象者にとっての標準仕様である『就労第一の自立モデル』をそっくり女性対象者に当てはめることは無理があり、女性の関係性志向の良い面（社会的孤立を回避できる）もつぶしかねない。」と述べ、女性の自立と関係性の両方を追及することを援助できるような座標軸での処遇を供給していく必要性を指摘している。

### （4）海外における女性犯罪の動向

最後に、海外の女性犯罪に関する研究に目を向けてみたい。例えば、アメリカ合衆国の刑務所においても、高齢収容者の増加傾向が見られる。1994年にカリフォルニア州で成立以降、全米で成立したスリー・ストライク制度等が長期刑を含む全体の収容者数の増加をもたらした<sup>(2)</sup>。長生きによって高齢層の比率が増えたことと及び初めて起訴された層の数が増えたことも高齢収容者の増加の要因として示されている（Snyder：2009）。

女性収容者の増加については、1988年『反薬物濫用法』（Anti-Drug Abuse Act）及び、その後の立法による薬物犯取締りの強化により、薬物犯罪者の比率が高い女性がより多くの刑事司法の網にかかるようになったことも背景要因とされている（赤田 2004：56）。

アメリカ合衆国における女性収容者の特質を見ると、2006年の統計では、高齢女性受刑者（55歳以上）は増加傾向にあることが示されている。高齢女性収容者の多くが薬物関係若しくは窃盗等の財産犯などの非暴力的犯罪（2003）によって初めて受刑している（Snyder Cindy 2009）などの現状が示されている。

#### 4. 高齢になって初めて犯罪に手を染めた女性犯罪者に関する先行研究の到達点と今後の研究課題

日本では過去20年の間に65歳以上の人口は約2倍になった。ところが一般刑法犯の人口比は約3.7倍となり、高齢者の犯罪の増加は人口増をはるかに上回っている。このような現象は、先に高齢化が進んだ西欧諸国では見られず、日本のみに見られる特徴である。

先行研究からは、高齢者の犯罪の増加要因として、家庭環境などの個人的要因と社会的要因（経済的要因、福祉的要因）などととも、それらが複雑に絡んだ上での社会的孤立があることが指摘された。さらに高齢者になってから初めて犯罪に手を染めた「初発群」の存在が、高齢者犯罪の特徴として浮かび上がってきた。このような状況をふまえ、先行研究では、高齢犯罪に関する研究上の論点が明らかにされつつある。すなわち、犯罪数増加の実態に対する要因分析、現状に対する施策と課題である。要因に関しては、社会的な要因（経済的要因、社会的要因、社会的孤立）、生物学的要因、刑事政策的要因の三つが示された。その中心には、経済的要因や福祉的要因に高齢者の「社会的孤立」が相俟って高齢者による犯罪が促進されているのではないかという仮説（太田）が示されている。また、老化に伴う家庭内葛藤等環境要因と生物学的要因とが複雑に作用し合っていることと、一般に、暦年齢に比して心身の老化の進行が遅くなったことも高齢者による犯罪の要因ではないかと疑問が提起されている（山上）。

刑事司法機関による犯罪者処遇の観点からは、高齢の犯罪者に多く見られる「初発群」の分析をもとに、微罪処分（高齢者への穏便な措置）が再犯抑止につながらない、穏便な処分が抑制を妨げているとの可能性が示された。この結果について、太田は必ずしも貧困や格差に要因を求めべきものでなく、そうした要件を抱える高齢者のなかで犯罪行為に出る者とそうでない者との境界が重要なのではないかという新たな論点を示した。さらに、生活史の面から、野田は高齢犯罪者の累犯の群に注目し、刑事司法機関による犯罪者処遇の基本方針それ自体が、日本の特異なパターンをもたらしたといえるのではないか、という論点も提起されている。

施設内処遇について、改善効果を示すためには高齢受刑者に特化した教育処遇を行い、家庭環境などの個人的要因と社会的要因（経済的要因、福祉的要因）と併せ、個人の心理的要因に注目することの重要性が示唆された。

出所後の更生に際しては、継続的支援が必要なことから、ニーズを的確に把握し、計画的に支援を実施する体制の構築が迫られており、新たな仕組みの構築が緊急の課題であった。この点については現在、全国で地域定着支援センターの設置が進められている状況である。ただし、浜井の指摘「いくら制度をつくっても地域社会が元受刑者を受け入れる寛容さをもたなければ、支援が終わったあとの彼らの居場所は刑務所しかなく、身寄りの無い受刑者にとって、社会は刑務所よりも居心地の悪い場所になっている」は大きな課題であり、社会的包摂に向けた社会での取り組みが求められている。

女性の高齢犯罪者については、例えば窃盗の場合、生活基盤はあり、生活費自体に困っていたわけではない者が多かった。かつ、小額の食品等の万引がほとんどで、高齢になって万引を繰り返すようになった者が少なくないとの実態が明らかになった。犯罪の背景要因について、疎外感や被差別感を有している者が少なからず存在し、周囲からの働きかけや支えがほとんどないことからくる孤独感・孤立感などの心理的要因が影響している可能性があることが示された。女性の高齢犯罪者の更生については、女性の特性である「関係性を大切にする」傾向に注目し、男性とは異なる座標軸での処遇を求める視点が提起されている。この点を深めた処遇のあり方、犯罪の予防についてさらに検討していくことが必要であろう。

## おわりに

本稿では高齢者の犯罪に関する研究を概観し、女性、かつ「初発群」に焦点をあてて先行研究の知見を整理し、彼女らへの支援について検討を行った。最後に、この分野における今後の研究において、早急に検討が必要と思うものを二点挙げておく。

一点目は「なぜ、日本だけが突出して高齢者の犯罪の構成比率が高いのか」である。高齢化が進む国の中で、なぜ日本だけ、高齢者の犯罪の増加が突出しているのか、その背景や要因については十分に明らかにされていない。この点に関する研究は実態を示す量的調査があるのみで、なぜそうなったのかという質的な調査研究はみられない。

二点目は女性による犯罪の実態解明である。国際的にみても研究がなされているが、まだ日本において十分にその実態や要因が解明されたとはいえない。なかでも高齢の初発群を対象にした研究はほとんど行われていない。今後は高齢女性の多数を占める「初発群」を対象に、犯罪の生じた要因を実証的に調査研究し、実体的解決に向けた対策を検討していくことが重要になってくる。日本の社会制度の構造変化や福祉制度を併せて分析しつつ、その要因を探っていくことが今、求められている。

## 注

- (1) 女性犯罪者の研究としては、橋本詔子（1993）「女子対象者と更生保護」『法律のひろば』46巻1号、藤本哲也（2007）「なぜオーストラリアの民間女子刑務所は失敗したのか」『罪と罰』第44巻3号等があるものの、女性高齢者に関する研究はほとんど見られない。
- (2) いわゆるスリー・ストライク制度は1994年のカリフォルニア州を始めほぼ同じ時期に連邦に拡大した制度である。殺人、放火、傷害、強盗等一定の要件を満たす重罪、又は暴力的な罪を2回犯した者が3回目（窃盗など軽微なものを含む）の犯罪をした場合、ほぼ自動的に最低25年以上の不定期の終身刑を科すことを内容とする。

## 引用文献

赤田実穂（2004）「女性と犯罪 - アメリカ合衆国におけるフェミニスト犯罪学の刑事政策への影響」『罪と罰』第41巻3号、53-59

- 青野友美 (2007) 「女性受刑者と刑事収容施設法 - 受刑者処遇法施行から1年を迎えて」『罪と罰』第44巻3号, 17-24
- 藤岡淳子 (2003) 「女性と犯罪」『犯罪と非行』2003. 1, 6-23
- 浜井浩一 (2009) 「高齢者犯罪の増加」『老年社会科学』第31巻第3号, 397-412
- 廣橋秀山, 田島秀紀, 松村猛他 (2001) 「高齢受刑者に関する研究 (その2) - 男子高齢受刑者を中心にして - 」『中央研究所紀要』第11号, 矯正協会附属中央研究所, 1-29
- 法務省法務総合研究所 (2009) 『犯罪白書 - 再犯防止施策の充実 - 平成21年版』大平印刷
- 法務省法務総合研究所 (2008) 『犯罪白書 - 高齢犯罪者の実態と処遇 - 平成20年版』大平印刷
- 石塚伸一 (2009) 「第7章刑事政策における社会的包摂の意義と課題」葛野尋之・山本讓司・津富宏・ほか編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』日本犯罪学会会. 現代人文社 115-134
- 上出晶子 (2009) 「女性受刑者と社会復帰」『犯罪と非行』2009.2, 66-80
- 柏原智子 (2003) 「女性犯罪と成人矯正」『犯罪と非行』2003.11, 45-64
- 警察政策研究センター (2009) 「女性による犯罪, 女性の犯罪被害」『警察学論集』第61巻第11号, 警察大学校
- 近藤日出夫 (2007) 「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究 - 高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析 - 」『法務総合研究所研究部報告』37
- 前田雅英 (2004) 「女性と犯罪, 犯罪の増加の一因として」『法の支配』2004.10, 48-55
- 野田陽子 (1993) 「犯罪行為者として的高齢者に関する研究の動向と課題」『犯罪社会学研究』第18号, 45-59
- 内閣府 (2010) 「平成21年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況, 平成22年度高齢社会対策」『高齢社会白書 (平成22年度版)』佐伯印刷
- 内閣府 (2009) 「平成20年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」『高齢社会白書 (平成21年版)』佐伯印刷
- 太田達也 (2009) 「少年問題と高齢者問題, 高齢犯罪者の実態と対策」『警察政策』, 警察政策学会編集
- Snyder Cindy, van Wormer Katherine, Chadha Janice, and Jagers Jeremiah W (2009) Older Adult Inmates: The Challenge for Social Work, Social Work, National Association of Workers, 117-123
- 鈴木一久, 倉田靖司, 川崎卓司ほか (1993) 「高齢犯罪者の処遇に関する国際比較研究」『法務総合研究所研究部紀要』36, 法務省法務総合研究所編集
- 鈴木正市 (2006) 「更生保護施設における高齢者処遇をめぐる諸課題」『犯罪と非行』2006.12, 55-74
- 田中孝典 (2009) 「高齢受刑者の抱える問題及び高齢受刑者指導の実情について」『刑政』120巻第10号, 110-116 (財)矯正協会
- 山上 皓 (2003) 「高齢者の犯罪の特徴と問題点」『老年精神医学雑誌』第14巻第4号, 407-412
- 横地 環 (2007) 「女性保護観察対象者の処遇を考える」『罪と罰』第44巻3号, 25-32

#### 参考文献

- 古川隆司 (2010) 「高齢犯罪者の釈放前調整における外部との連携について」『刑政』121巻第2号, 76-85, (財)矯正協会
- 本田光正 (2010) 「更生保護施設の運営と処遇を巡る諸問題」『犯罪と非行』2010.2 163-176
- 伊藤公一 (1997) 「高齢対象者の処遇上の問題点」『更生保護と犯罪予防』No. 125
- 城祐一郎 (2009) 「高齢者の犯罪はなぜ増加したのか?」『罪と罰』第46巻2号, 45-60
- 加藤幸雄・野田正人・赤羽忠之 (1994) 『司法福祉の焦点 - 少年司法分野を中心として』ミネルヴァ書房
- 金川 洋 (2009) 『刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業報告書』(社)日本社会福祉司会, リーガル・ソーシャルワーク研究委員会
- 岡本重夫 (1970) 『社会福祉学総論』柴田書店

高齢になって初めて犯罪に手を染めた女性犯罪者に関する研究（総説）

- Peirce Charles (1898) Reasoning and the Logic of Things, Harvard University Press (=2001, 伊藤邦武編訳『連続性の哲学』岩波書店)
- 澤田健次郎 (1998) 『社会福祉方法論の新展開』中央法規出版. 倉田康路「利用者主体の施設処遇の基本的枠組みと具体化」215-231
- 染田 恵 (2006) 『犯罪者の社会内処遇の探求 - 処遇の多様性と修復的司法 - 』342 成文堂
- 田島良昭 (2009) 『罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究』(平成 18-20 年度)
- 酒井龍彦「現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題」厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)
- 寺戸亮二 (2009) 「高齢者による犯罪の現状と対策」『月間福祉 10 月号』54-59
- 植美智子 (2009) 『教育の質向上のための個人差データ分析 (信憑性・品質技術の教育) 日本信憑性学会誌』207-214
- 山口幸男 (2005) 『司法福祉論 (増補版)』ミネルヴァ書房